第2-1配水場更新工事(電気設備)

発注説明書

碧南市水道事業

下記工事において、現場説明書にかえ、発注説明書を提示する。

- 1. 工事名 第2-1配水場更新工事(電気設備)
- 2. 工事場所 碧南市二本木町地内
- 3. 事後保障 碧南市契約規則 (碧南市公共工事請負契約約款) 及び特記仕様書による。
- 4. 工事契約 碧南市契約規則による。
- 5. 配布図書
 - (1) 設計図面100枚(表紙とも A3判) ダウンロードとする。
 - (2) 設計書(参考数量書) ダウンロードとする。
- 6. 工事期間
 - (1) 工事着手 令和 3年 9月22日
 - (2) 工事完了 令和 4年 9月30日
- 7. 質疑回答
 - (1) 書面により質疑の受付をします。 質疑のない場合は、提出の必要はありません。
 - (2) 質疑書はA4判、質問の様式は自由とし、宛先は碧南市長宛とする。また通し番号をつけ、会社名及び記入者を明確にしておく。
 - (3) 質疑書の提出・回答は下記による。

ア 質疑書 提出日時:令和3年8月26日(木) 午前9時から 令和3年8月27日(金) 午後5時まで

提出場所:碧南市総務部資産活用課契約檢查係

注意事項: 勤務時間における受付は、午前9時から正午まで及び午後1 時から午後5時までとします。

イ 回答書 閲覧日時:令和3年9月2日(木) 質疑回答書は、市庁舎内総務部資産活用課の指定場所にて閲覧することができます。

8. 工事金支払条件

- (1) 本契約における令和3年度末までにあげる出来高予定額及び支払限度額は、金32 0,573,000円とする。
- (2) 本契約における令和3年度の前払金の支払限度額は、金128,200,000円 とする。
- (3) 本契約における令和3年度の前項の前払金に追加できる中間前払金の支払限度額は、 金64、100、00円とする。
- (4) 本契約における令和4年度の前払金の支払限度額は、金85,400,000円と する。
- (5) 本契約における令和4年度の前項の前払金に追加できる中間前払金の支払限度額は、

金42,700,000円とする。

9. 関連工事

- (1) 第2-1配水場更新工事(機械設備)
- (2) 第2-1配水場更新工事(計装監視設備)
- 10. 官公庁その他への手続き
 - (1) 工事施工上に必要な諸手続き、特定施設設置届、仮設用電力、仮設用給水の引き込み手続き(請負者において仮設用水道メーターを設置し、費用負担とすること)、 道路、その他他人管理の土地使用の手続き等は一切請負業者において行い、その費用を負担すること。
 - (2) 着手前に既設状況を確認し、破損等における損害を与えた場合は、請負業者にて復旧し、その費用を負担すること。
- 11. 工事に対する厳守事項
 - (1) 各工事に伴い関係法令を厳守するとともに、各種安全対策を十分に行い、工事を施工すること。
 - (2) 工事に先立ち仮設計画を行い、付近住民等の安全、建物内及び構内の安全に十分留意し工事の施工を行うこと。
 - (3) 資材等の搬入については、監督員と十分な協議のうえ付近住民等の安全及び、構内の安全に配慮した搬入路を確保し安全施設を確保すること。
 - (4) 工程については、関連工事と調整を行うとともに、各社協調し現場内及び周辺の安全に努めること。
 - (5) 工事の進捗や、品質管理に必要な材料承認、施工・承認図及び計画書等は書面にて 事前に提出し、管理者の承認を得なければならない。また、躯体埋め込みなどに関 する工事については検査を受け、合格後でなければコンクリート等の打設を行わ ないこと。

12. 第三者の損害防止

- (1) 工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については請負者において一切を処理、解 決し、その費用を負担すること。
- (2) 工事中は付近の構造物、道路、地下埋設物などに損害を与えないよう万全の処置をなし、また騒音、振動等に際しては公害防止条例その他の法律、規程に従い十分な養生及び防止策をすること。
- (3) 万一第三者の生命、財産に損害が生じた場合、及び第三者との間に紛議を生じた場合は、請負者において処理解決し、その費用を負担すること。
- 13. 火災保険等

工事目的物に対し火災保険等の保険に加入すること。

14. 関連工事との調整及び協調

関連工事の作業通路、足場、資材置場及び作業所等の確保については、関連工事業者

間で調整し、監督員と協議の上、速やかに協力すること。

また、関連工事の作業内容を十分に理解し、事業として全体工程調整及び協調をはかること。

15. 工事状況等の案内板等の設置

現状の工事状況を(毎日、毎週、月間等)案内板に表示し、また、工事の予告をするなどして、工事に対する付近住民の理解を得るよう努めること。

16. その他

- (1) 現地については、各業者にて確認することとする。
- (2) その他、疑義のある場合は協議による。
- (3) 本工事の請負業者並びに関連工事の請負業者は受注した工事設計図書を合冊し、請負業者ごとに3部提出すること。

(改善工事に係る図面はカラーとする。)